

監査役会規程

株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス監査役会

平成28年 6月29日 制定

平成28年11月15日 改定

令和 3年 8月20日 改定

令和 7年 6月 1日 最終改定

(目的)

第1条 本規程は、法令及び定款に基づき、株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス監査役会に関する事項を定めたものである。なお、子会社についても本規程を適用させるものとする。

(主管部門)

第2条 本規程の主管部門は株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス監査役会とする。

(組織)

第3条 監査役会は、すべての監査役で構成する。

2. 監査役会は、監査役会の議長を置く。
3. 監査役会は、常勤の監査役を置く。

(監査役会の職務)

第4条 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることとはできない。

- (1) 監査報告の作成
- (2) 常勤の監査役の選定及び解職
- (3) 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定
- (4) その他法令及び定款に定められた職務

(開催)

第5条 監査役会は、定時監査役会を原則毎月1回本社において開催する。ただし、必要に応じ臨時監査役会を開催することができる。

(招集権者)

第6条 監査役会は、議長が招集し運営する。

2. 各監査役は、議長に対し監査役会を招集するよう請求することができる。
3. 前項の請求にもかかわらず、議長が監査役会を招集しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを招集し運営することができる。

(招集手続)

第7条 監査役会を招集するには、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第8条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

2. 決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

(監査役会の決議事項)

第9条 監査役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、下記の事項を決議する。

- (1) 監査役会の議長の選定又は解職
- (2) 常勤の監査役の選定又は解職
- (3) 監査役監査基準の策定
- (4) 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等に関する事項
- (5) 監査費用の予算、監査役が行う職務の執行に関する事項など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項
- (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- (7) 会計監査人を再任することの適否の決定
- (8) 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定
- (9) 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
- (10) 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- (11) 第11条第1項第1号に定める手続に従い会計監査人を解任した場合に同条第3項による説明を行う監査役の選定
- (12) 監査役（補欠監査役を含む。次号において同じ。）の選任を株主総会の目的とするものの請求の決定
- (13) 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定
- (14) その他監査役の職務の執行に関し、監査役会が必要と認めた事項

(監査役会の同意事項)

第10条 監査役会の同意を要する下記の事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議によって行う。

- (1) 取締役会が監査役（補欠監査役を含む。）の選任に関する議案を株主総会に提出すること
- (2) 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等

(監査役の全員の同意事項)

第11条 監査役全員の同意を要する下記の事項については、監査役会における協議を経て行うことができる。

- (1) 会計監査人を法定の解任事由に基づき解任すること
 - (2) 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出すること
 - (3) 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - (4) 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役に提出すること
 - (5) 非業務執行取締役との間で責任の一部免除の契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出すること
 - (6) 株主代表訴訟において会社が被告である取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の側へ補助参加すること
 - (7) 取締役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟において会社が和解をすること
2. 前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。
 3. 本条第1項第1号に掲げる解任を行う場合には、監査役会が選定した取締役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告しなければならない。

(監査役の全員の同意事項)

第12条 監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。

- (1) 株主より株主総会前に通知された監査役に対する質問についての説明
- (2) 取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求権
- (3) 株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果の報告
- (4) 取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求
- (5) 監査役の選任、解任、辞任及び報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。）に関する株主総会での意見陳述
- (6) 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査役の意見表明
- (7) 会社と取締役間の訴訟に関する事項
- (8) その他訴訟提起等に関する事項

（報酬等に関する協議）

第13条 監査役の報酬等の協議については、監査役の全員の同意がある場合には、監査役会において行うことができる。

（監査役会に対する報告）

第14条 監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告するとともに、監査役の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

2. 会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。
3. 監査役会は、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他の者に対して報告を求める。
4. 前3号に関して、監査役、会計監査人、取締役又は内部監査室等の使用人その他の者が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

（監査報告の作成）

第15条 監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、監査役会の監査報告を作成する。

2. 監査役会の監査報告の内容が各監査役の監査報告の内容と異なる場合であって、かつ、当該監査役の求めがあるときは、監査役会は、当該監査役の監査報告の内容を監査役会の監査報告に付記するものとする。
3. 監査役会の監査報告には各監査役が署名又は記名押印（電子署名を含む）する。常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載又は記録する。
4. 前3項の規定は、会社が臨時計算書類又は連結計算書類を作成する場合には、これを準用する。

（議事録）

第16条 監査役会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印（電子署名を含む）する。

- (1) 開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役又は監査法人が監査役会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- (2) 議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項
- (3) 次に掲げる事項につき監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告

- ② 取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告
- (4) 監査役会に出席した取締役又は監査法人の氏名又は名称
- (5) 監査役会の議長の氏名
- 2. 第14条第4項の規定により監査役会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。
 - (1) 監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 監査役会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名
- 3. 会社は、前2項の議事録を10年間本店に備え置く。

(監査役会事務局)

第17条 監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は常勤監査役又は監査役スタッフ等の監査役の職務を補助すべき使用人がこれにあたる。

(監査役監査基準)

第18条 監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又は定款もしくは本監査役会規程に定める事項のほか、別途監査役会において定める監査役監査基準による。

(本規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、監査役会の決議によるものとする。